

横植協会 06-08号
令和6年 7月 17日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

【植物防疫所において輸出国の確認システムにより検査証明書の真正性を確認できる国・地域の削除及び追加について】

令和6年7月12日付けで植物防疫所ホームページに変更内容が掲載されていますのでお知らせします。

【変更内容】

削 除： イタリア、キプロス、クロアチア、スロベニア、デンマーク、フランス及びポルトガル 計7か国

理 由： 欧州7か国の輸出国の確認システムに、日本側からアクセスが出来なくなったため。

参 考： 現在、欧州7か国から輸入されている植物には、紙媒体により植物検疫証明書が発行され、輸入検査申請書に添付されています。

よって、輸入時に何らかの事情により輸入検査申請書に原本を添付できない場合は、当該国の在日大使館による原本証明を受けるなどの対応が必要になります。

追 加： コートジボアール 計1か国

令和6(2024)年7月12日現在の植物防疫所において輸出国の確認システムにより検査証明書の真正性を確認できる国・地域

アジア 台湾、中国、インドネシア、タイ、パキスタン、バングラデシュ
中 東 アラブ首長国連邦(UAE)
欧 州 スペイン※、ロシア

※1 電子発給の様式でない場合(QR コードがない場合)は、電子媒体での確認不可。

アフリカ コートジボアール、ザンビア、南アフリカ
北中南米 米国、アルゼンチン、エクアドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、
チリ、ブラジル、ペルー、ホンジュラス、メキシコ※
大洋州 オーストラリア

以上